

修正箇所一覧

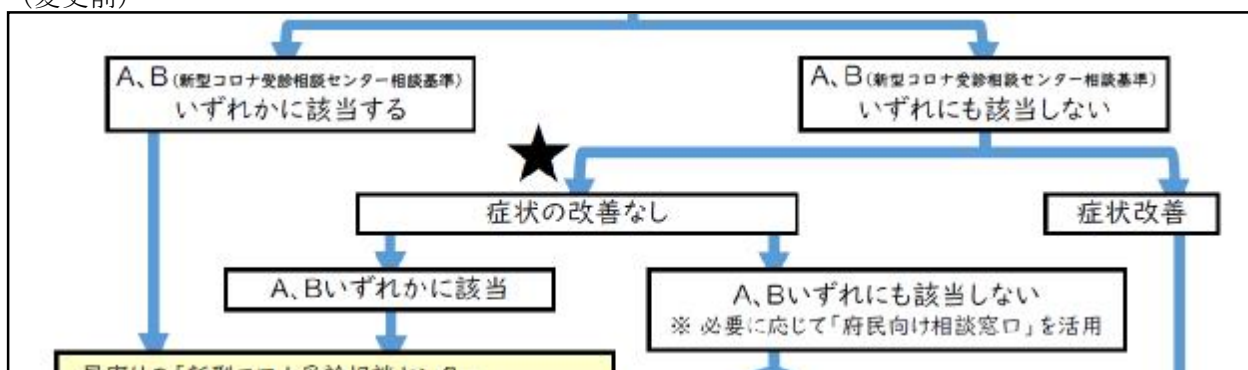
- ・臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン 「3(3)③」について

変更前	変更後
③ 臨時休業期間中に保健所等より児童生徒等が自宅待機を要請(指示)されている場合や、児童生徒等の同居者が濃厚接触者に指定された場合は、当該児童生徒等の登校を控えさせる。	③ 臨時休業期間中に保健所等より児童生徒等が自宅待機を要請(指示)されている場合は登校を控えさせる。また、児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

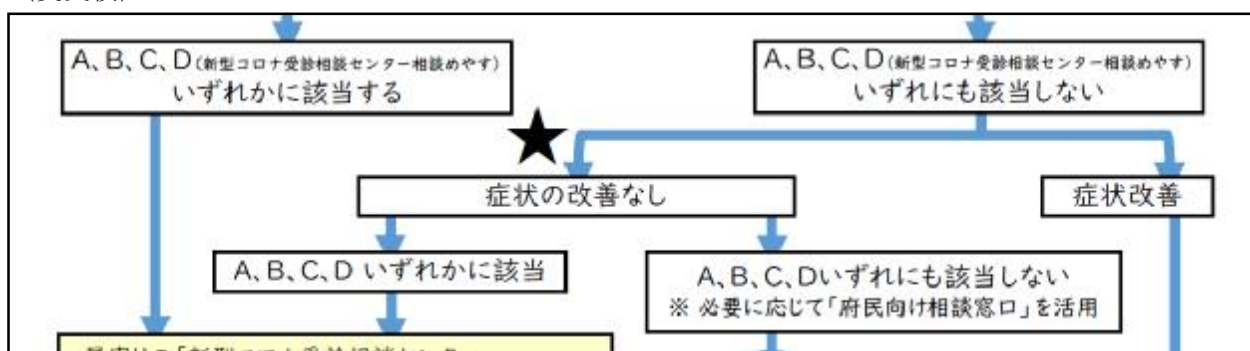
- ・【資料2】体調不良者(児童生徒等)への対応に関する留意点 「ス」「セ」について

変更前	変更後
ス 臨時休業期間中に、児童生徒等に登校を控えさせる基準について ・児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合 ※濃厚接触者と同居する児童生徒等については、保健所が指定する濃厚接触者の健康観察期間中、登校を控えさせる。その際、保健体育課への報告は不要とする。	ス 臨時休業期間中に、児童生徒等に登校を控えさせる基準について ・児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合 ※児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。
セ ◎上記に該当する児童生徒等に関する報告内容については、【資料7】「保健体育課感染者記録」を参照	セ ◎陽性(検査結果待ちを含む)であった場合の報告内容については、【資料7】「保健体育課感染者記録」を参照

- ・【資料6】フロー図-症状がある場合の対応(臨時休業時) 表面 (変更前)



(変更後)



(変更前)

『新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）』について

【相談対象者】
A 風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている方（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）
B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
※ 基礎疾患のある方とは…糖尿病・心不全・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方等の重症化しやすい方
※ 上記のA,Bに当てはまらないが、現在の症状に不安がある場合は、「府民向け相談窓口」をご活用ください。
※ 上記A,Bの基準については、変更される可能性があるため、最新の情報でご対応ください。

＜新型コロナウイルス感染症の疑いにより受診する際の留意点＞
○ A、Bのいずれかに該当する場合は、速やかに学校に連絡するとともに、最寄りの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に連絡し、感染の可能性やその後の対応（対応可能な病院等）について、相談及び確認を行ってください。
○ 専門の帰国者・接触者外来を受診する際には、事前に医療機関に連絡し、受診の方法について確認し、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。
○ 医療機関から新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合は速やかに学校に連絡してください。
※ 保健所や医師から「自宅待機」を要請された場合や、同居している方が保健所から濃厚接触者として指定された場合、また、PCR検査を受けることとなった場合等も、学校へ連絡くださいますようお願いいたします。

(変更後)

『新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）』について

【相談のめやす】 医療対策課HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

＜すぐに相談＞
A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
B. 重症化しやすい方※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
※ 重症化しやすい方とは… 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 [念のため、早めに相談してください]

＜症状が4日以上続くときは必ず相談＞
D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合
*強い症状や解熱剤を飲み続けている方は**すぐに相談**

※ 上記のA,B,C,Dに当てはまらないが、現在の症状に不安がある場合は、「府民向け相談窓口」をご活用ください。
※ 上記A,B,C,Dの「相談のめやす」については、変更される可能性があるため、最新の情報でご対応ください。

・【資料6】フロー図-症状がある場合の対応（臨時休業時） 裏面
(変更前)

○新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）
【相談対象者】 次のA、Bいずれかに該当する方
A 風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている。（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）
B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

(変更後)

○新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）
【相談のめやす】
＜すぐに相談＞
A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
B. 重症化しやすい方※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
※ 重症化しやすい方とは… 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 [念のため、早めに相談してください]

＜症状が4日以上続くときは必ず相談＞
D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合
*強い症状や解熱剤を飲み続けている方は**すぐに相談**

(変更前)

※ センターに相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断された場合は、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。その際には、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて。紹介された病院を受診してください。

(変更後)

＜新型コロナウイルス感染症の疑いにより受診する際の留意点＞

- 「相談のめやす」に該当する場合は、学校に連絡するとともに、最寄りの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に連絡し、感染の可能性やその後の対応（対応可能な病院等）について、相談及び確認を行ってください。
 - 専門の帰国者・接触者外来を受診する際には、事前に医療機関に連絡し、受診の方法について確認し、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。
 - 医療機関から新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合は速やかに学校に連絡してください。
- ※保健所（医師含む）から「自宅待機」を要請された場合や、PCR検査を受けることとなった場合等も、学校へ連絡ください。